

# 藻場を食害する海の厄介者有効活用推進業務委託仕様書

## 1 委託業務名

藻場を食害する海の厄介者有効活用推進業務

## 2 事業主体

三重県

## 3 委託業務の目的

藻場は、「伊勢えび」や「あわび」などの重要資源に成育の場を提供しているだけでなく、酸素の供給や水質の浄化といった環境保全に大きな役割を担っている。しかしながら、近年、地球温暖化や黒潮の大蛇行等による海水温の上昇により、藻場が減少する「磯焼け」が大きな問題となっており、その要因の一つに、増加が顕著となっているアイゴやブダイといった植食性魚類などによる食害が考えられる。このため、こうした植食性魚類などを有効活用し、一次加工品等の開発や活用先を開拓することで、「未利用魚」から地域資源へと価値を向上させるとともに、藻場の再生につなげる。

## 4 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

## 5 用語の定義

「未利用魚」：本事業においては、アイゴやブダイといった藻場を食害する植食性魚類などとする。

## 6 委託業務の内容

(1) 一次加工品等の開発を促進するための支援

### ①ワーキンググループの企画、運営

- ・三重県と協議のうえ、「未利用魚の加工品」などをテーマとしたワーキンググループの企画、募集、参加者とりまとめ及び当日の運営を行うこと。ワーキンググループの企画にあたっては、各回の内容を受託者から提案すること。また、事前に年間スケジュールを共有すること。
- ・ワーキンググループは、漁業関係者、食品加工事業者及び飲食店事業者などの 10者程度で構成するものとし、参加者を随時募集すること。
- ・ワーキンググループは、月に 1回程度開催すること。なお、第1回は、令和6年8月末までに行うこと。
- ・ワーキンググループは、「未利用魚」に関連する地域や施設を訪問するなど、原則、現地で開催すること。
- ・ワーキンググループにおいて、議事録をまとめ、各回開催後1週間以内に三重県に報告すること。
- ・ワーキンググループにおいて、参加者に有益な情報を収集し、共有すること。

- ・ワーキンググループにおいて、参加者が未利用魚を活用した一次加工品等を開発できるように努めること。
- ・ワーキンググループにおいて、次年度以降も継続的に行われるような仕組みを構築できるように努めること。

#### ②一次加工品の開発事業者の発掘

- ・未利用魚を用いた一次加工品の開発に意欲を示す事業者を県内で3社程度発掘すること。
- ・発掘した事業者は、①のワーキンググループへの参加を促すこと。
- ・事業者を発掘する方法は、事前に三重県と協議すること。

### (2) 県内のホテル・飲食店に対してニーズ調査の実施

- ・県内の個人経営飲食店、ホテル及びレストランなど計50店舗以上（北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州の各地域で実施できるよう配慮すること。）に対して、未利用魚及び開発した一次加工品等の活用の有無、希望する加工形態、最小取引ロットなどを調査すること。
- ・調査は、令和6年11月から令和7年1月末までの期間で行うこと。集計結果は調査終了後2週間以内に三重県に報告するとともに、一次加工品の開発に取り組む事業者及びワーキンググループ参加者に情報提供すること。
- ・具体的な調査方法及び調査内容は、事前に三重県と協議すること。

### (3) 未利用魚の有効活用を促進する情報発信

- ・一次加工品等の開発に向けた取組や一次加工品等の活用事例に加え、本事業が地域資源の有効活用や環境保全につながる取組であることなど、事業者の活用促進や消費者の購買意欲を醸成するための情報発信を行うこと。
- ・具体的な情報発信方法は、事前に三重県と協議すること。

### (4) 開発した一次加工品等の活用先開拓支援

- ・未利用魚及び開発した一次加工品を活用する事業者を30社程度集めること。
- ・活用先の開拓を図るため、飲食店事業者やバイヤーなどを対象とした食品見本市へ出展するなど、開発した一次加工品等のプロモーションを行うこと。
- ・ホテルや飲食店など一次加工品等の活用を希望する事業者とのマッチングに向けた支援を行うこと。
- ・プロモーションの企画にあたっては、事前に三重県と協議し、飲食店事業者やバイヤーなど、多くの事業者の目に留まる方法で行うこと。

### (5) 学校や企業の社員食堂等における未利用魚の活用と磯焼けの状況を伝える食育や啓発の実施

#### ①学校

- ・学校（5校程度）の総合的な学習の時間等において、未利用魚や開発した一次加工品等を活用した食事を児童・生徒に提供し、未利用魚や磯焼けの状況などに関する食

育等を行うこと。なお、対象となる学校については三重県が指定する。

- ・食育等で使用する未利用魚や開発した一次加工品等については、受託者が食品加工事業者等と調整のうえ、学校に提供する。なお、その他の費用が生じた場合も受託者の負担とする。
- ・食事の提供および食育等についてアンケート調査を行い、調査結果をとりまとめて三重県に報告すること。

## ②企業の社員食堂等

- ・企業（1社以上）の社員食堂等において、未利用魚や開発した一次加工品等を食材として活用されるよう、食品加工事業者等と調整すること。
- ・企業の社員食堂等において、未利用魚や開発した一次加工品等を活用した食事を社員に提供し、未利用魚や磯焼けの状況等に関する啓発活動等を行うこと。  
なお、啓発活動等の費用については、受託者の負担とする。
- ・食事の提供および啓発活動等についてアンケート調査を行い、調査結果をとりまとめて三重県に報告すること。

## ③資料等の作成

- ・小中学校における食育で使用する資料等については、学校の栄養教諭等の食育担当者が、児童や生徒に理解しやすい授業ができるような教材（リーフレット等）を作成し、学校に提供すること。
- ・企業の社員食堂等における啓発活動等で使用する資料等については、掲示物（パネル等）において行うものとする。
- ・資料等（電子データを基本とする）の作成については、三重県が提供するデータ等により、三重県と協議のうえ作成すること。なお、資料等の著作権は三重県に属するものとし、作成にかかる費用は、受託者の負担とする。

## （6）効果検証

- ・（1）から（5）の取組を実施したことによる効果を検証のうえ、県に報告すること。
- ・また、（4）については、活用先の取引量や活用方法などの追跡調査を実施すること。

## （7）その他本事業の実施に必要な一連の業務

上記に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施すること。

## 7 委託業務に関する成果品の提出

委託業務終了後、委託期間内に以下のものを作成し、紙媒体2部及び電子媒体（USBメモリ）1式を提出すること。

- ・委託業務完了報告書
- ・本業務において制作された資料等
- ・その他、県が成果品として提出を求めるもの

## 8 著作物の利用および著作権

- (1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）および成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで発注者に譲渡すること。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 発注者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2) の規定に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) 及び (7) に規定する著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

## 9 業務遂行体制

### (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当および作業員（後方支援者も含む）を報告すること。  
業務担当者および作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

### (2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制も含む）を報告すること。

### (3) その他

業務担当者および作業員は、本県が管理する施設内において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置

要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

### 1.1 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、同要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

### 1.2 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

### 1.3 業務実施上の留意事項

- (1) 業務実施にあたっては、県が保有する SNS を積極的に活用していくこと。なお、その活用方法については事前に県と協議すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況への対応ならびに拡大時の対応方法を事前に検討するなど、事業遂行への影響が最小限となるよう留意すること。
- (3) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (4) 県との打ち合わせ、協議等を行った際は、受託者において議事録を作成し、その内容を県と共有するものとする。
- (5) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (6) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (7) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
- (8) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定

められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。